

指定障害福祉サービス事業等の申請手続き等について

岐 阜 市
(令和2年7月改訂)

目 次

《サービスの種類と内容》	1
《事業者指定の基本》	2
1 指定障害福祉サービス事業者の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条）	
2 指定障害者支援施設の指定（法第38条）	
3 指定一般・特定・障害児相談支援事業者の指定（法第51条の19、20、児童福祉法第24条の28）	
4 指定の変更（法第37条、法第39条）	
5 指定の更新（法第41条、法第51条の21、児童福祉法第24条の29）	
6 事業者の責務（法第42条、法第51条の22、児童福祉法第24条の30）	
7 事業の基準（法第43条、法第44条、法第51条の23、24、児童福祉法第24条の31）	
8 変更の届出等（法第46条、法第47条、法第51条の25、児童福祉法第24条の32）	
9 報告等（法第48条、法第51条の27、児童福祉法第24条の34）	
10 勧告、命令等（法第49条、法第51条の28、児童福祉法第24条の35）	
11 指定の取消し等（法第50条、法第51条の29、児童福祉法第24条の36）	
12 公示（法第51条、法第51条の30、児童福祉法第24条の37）	
13 業務管理体制の整備等（法第51条の2、3、4、法第51条の31、32、33、児童福祉法第24条の38、39、40）	
14 事業の開始等（法第79条）	
15 その他	
《指定申請等手続きの流れ》	6
《事前協議》	6
《申請書類の提出》	7
《定款について》	7
《従業者の員数を算定する場合の利用者数の算定方法について》	7
《サービス管理責任者、相談支援専門員について》	8
1 サービス管理責任者の要件	
2 相談支援専門員の要件	
《指定申請の受付》	9
《受付及び審査》	9
《指定及び却下、通知》	9
《公示》	10

《報酬及び介護給付費等算定に係る体制に関する届出等》	10
1 報酬	
2 介護給付費等算定に係る体制に関する届出	
《変更届等》	12
1 変更届	
2 変更申請	
3 廃止・休止・再開の届出	
4 辞退の届出（指定障害者支援施設）	
《報告・検査等の実施》	17
《事故等の報告》	17
《問い合わせ先》	17
定款表記について	18
「指定に係る記載事項（付表）」の作成にあたって	19
サービス管理責任者の要件	23
相談支援専門員の要件となる実務経験	24

《サービスの種類と内容》

種 類	内 容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援、移動の援護、排泄、食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限される人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人に対し、就労の継続を図るために必要な支援を行います。
自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営む上での課題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、助言等必要な支援を行います。
一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)	地域における生活に移行するための活動に関する相談や、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の相談支援を行います。
特定相談支援事業 (計画相談支援)	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整等を行います。

障害児相談支援事業 (障害児相談支援)	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います。(児童福祉法に基づく事業)
------------------------	---

《事業者指定の基本》

1 指定障害福祉サービス事業者の指定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第36条）

岐阜市内で指定障害福祉サービス事業者となるためには、岐阜市条例で定める一定の要件を満たしたうえで、岐阜市長の指定を受けることが必要です。

指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。（法第36条第3項参照）

- ① 申請者が岐阜市条例で定める者でないとき。
- ② 事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が岐阜市条例で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が、岐阜市条例で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから、5年を経過しない者であるとき
- ⑤ 申請者が、禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。等

〈指定障害福祉サービスの事業等の指定基準〉

- ・岐阜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第64号）

〈指定障害福祉サービス事業者の指定基準に係る解釈通知〉

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）を準用

2 指定障害者支援施設の指定（法第38条）

指定障害者支援施設になるためには、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 申請者が地方公共団体又は社会福祉法人であること。
- ② 指定障害者支援施設の設備及び運営基準に従って適正な施設の運営ができること。
- ③ 指定をできない場合に該当しないこと。（法第38条第3項で準用する法第36条第3項参照）

〈指定障害者支援施設の指定基準〉

- ・岐阜市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岐阜市条例第65号）

〈指定障害者支援施設の指定基準に係る解釈通知〉

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号）

3 指定一般・特定・障害児相談支援事業者の指定（法第 51 条の 19、20、児童福祉法第 24 条の 28）

指定一般相談支援（地域相談支援）事業者、指定特定相談支援（計画相談支援）事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）になるためには、岐阜市長の指定を受けることが必要です。

指定は、相談支援を行う者の申請により、相談支援の種類及び事業所ごとに行います。

なお、次のような場合は、指定ができません。（法第 51 条の 19 第 2 項、法第 51 条の 20 第 2 項で準用する法第 36 条第 3 項及び児童福祉法第 24 条の 28 第 2 項で準用する児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 3 項参照）

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が厚生労働省令で定める基準を満たしていないとき。
- ③ 申請者が厚生労働省令で定める設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
- ④ 申請者が指定を取り消されてから 5 年を経過しない者であるとき。
- ⑤ 申請者が禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。等

〈指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の指定基準〉

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）

〈指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の指定基準に係る解釈通知〉

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準について
（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号）

4 指定の変更（法第 37 条、法第 39 条）

指定障害福祉サービス事業者（指定生活介護、指定就労継続支援 A 型・B 型に限る。）、指定障害者支援施設は、指定された障害福祉サービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ変更申請が必要です。

5 指定の更新（法第 41 条、法第 51 条の 21、児童福祉法第 24 条の 29）

指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者（以下、「指定障害福祉サービス事業者等」という。）の指定の有効期間は 6 年間であるため、6 年ごとに指定の更新を受ける必要があり、指定更新月の 1 か月前までに更新の申請が必要です。

6 事業者の責務（法第 42 条、法第 51 条の 22、児童福祉法第 24 条の 30）

指定障害福祉サービス事業者等は、障がい者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように努めなければなりません。

- ① 市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションを実施する機関、教育機関等との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスや相談支援（以下「サービス等」という。）を障がい者等の意向、適性、障がいの特性等に応じ、効果的に行うよう努めなければならない。
- ② 提供するサービス等の質の評価を行うことにより、質の向上に努めなければならない。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、法又は法に基づく命令を遵守し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

7 事業の基準（法第 43 条、法第 44 条、法第 51 条の 23、24、児童福祉法第 24 条の 31）

- ① 指定障害福祉サービス事業者等は、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設ごとに岐阜市条例で定める基準に従い、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所ごとに、岐阜市条例又は厚生労働省令で定める基準に従い、指定障害福祉サービス（指定障害者支援施設が提供するサービスを含む。以下同じ。）、指定地域相談支援事業、指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業に従事する従業者を有しなければならない。
- ② 指定障害福祉サービス事業者等は、岐阜市条例で定める指定障害福祉サービス、厚生労働省令で定める指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を提供しなければならない。
- ③ 指定障害福祉サービス事業者等は、法及び児童福祉法の規定による事業の廃止・休止又は指定の辞退をするとき、当該障害福祉サービス等を受けていた者であって、廃止・休止又は辞退の日以後においても引き続き当該障害福祉サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者等その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

8 変更の届出等（法第 46 条、法第 47 条、法第 51 条の 25、児童福祉法第 24 条の 32）

指定障害福祉サービス事業者等は、次のような場合、10 日以内に、その旨を岐阜市長に届け出ることが必要です。

- ① 指定に係る事業所、施設の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合。
- ② 休止した指定障害福祉サービス事業、指定地域相談支援事業、指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業を再開したとき。

指定障害福祉サービス事業者等は、次のような場合、1 か月前までにその旨を岐阜市長に届け出ることが必要です。

- ① 指定障害福祉サービス事業、指定地域相談支援事業、指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業を廃止又は休止しようとするとき。

また、指定障害者支援施設は、次のような場合、10日以内に、その旨を岐阜市長に届け出ることが必要です。

- ① 指定に係る事業所、施設の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合、さらに、指定障害者支援施設は、3か月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができます。

9 報告等（法第48条、法第51条の27、児童福祉法第24条の34）

岐阜市長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者等や従業者等に対して報告を求めたり、帳簿書類等の提出、検査等を行うことができます。

10 勧告、命令等（法第49条、法第51条の28、児童福祉法第24条の35）

岐阜市長は、指定障害福祉サービス事業者等に対し、従業者の知識若しくは技能又は人員について岐阜市条例又は厚生労働省令で定める基準に適合していないとき、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときには、勧告し、従わない場合には、公表、命令を行うことができます。

11 指定の取消し等（法第50条、法第51条の29、児童福祉法第24条の36）

岐阜市長は、指定障害福祉サービスの事業者等が以下の事由に該当する場合は、指定の取り消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を行うことができます。

- ① 従業者の知識若しくは技能又は人員について岐阜市条例又は厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなったとき。
 - ② 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービス事業等の運営ができなくなったとき。
 - ③ 介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
 - ④ 都道府県知事又は市町村長の求める報告又は帳簿書類の提出・提示に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ⑤ 都道府県知事又は市町村長の求める出頭に応じないとき、質問に答弁しないとき、若しくは虚偽の答弁をしたとき、又は検査を拒み、妨げ、忌避したとき。
 - ⑥ 不正な手段により指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けたとき。等
- 市町村長は指定障害福祉サービス事業者等が①から⑥のいずれかに該当すると認める場合、その旨を岐阜市長に通知します。

12 公示（法第51条、法第51条の30、児童福祉法第24条の37）

岐阜市長は、次の場合に、指定障害福祉サービス事業者等に関する事項を公示します。

- ① 指定障害福祉サービス事業者等を指定したとき、及び指定を取消したとき。
- ② 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出を受けたとき。
- ③ 指定障害者支援施設の指定の辞退があったとき。

13 業務管理体制の整備等（法第51条の2、3、4、法第51条の31、32、33、児童福祉法第24条の38、39、40）

指定障害福祉サービス事業者等は、厚生労働省令で定める基準に従い業務管理体制を整備しなければならず、厚生労働大臣又は岐阜県知事、市町村長（以下「厚生労働大臣等」という。）に対し、整備に関する事項を届け出なければなりません。また、厚生労働大臣

4	管理者、サービス管理責任者及び相談支援専門員に必要な資格の証明書及び研修の修了証
5	指定予定月の勤務形態一覧表（参考様式10）
6	資格要件がある従業者について、資格要件を満たしていることを証明できる書類
7	平面図（参考様式1）
8	事業計画（任意様式）

※ なお、申請する事業所（施設）の建物の消防法、建築基準法及び都市計画法等の適合状況を、申請までに確認してください。申請書類において各法令の適合状況が確認できない場合は、事業所指定することができません。（消防法については所管の消防署、建築基準法及び都市計画法については、岐阜市の所管部署へ確認してください。）

《申請書類の提出》

指定を希望する月の1ヵ月前までに申請書が受理できるように作成し、ご提出ください。

事業者の指定は、事業所（施設）ごと、サービスの種類ごとに行います。したがって、同一法人が、複数の所在地の異なる事業所でサービスを行う場合には、各事業所ごとに申請書類が必要です。また、同一の事業所で複数のサービスを行う場合には、各サービスごとに申請書類が必要となります。ただし、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護のいずれかを同時に申請する場合及び多機能型事業所の指定申請をする場合には、申請書類は1セットで構いません。

付表や必要な添付書類等はサービス内容により異なります。申請するサービスの種類に応じて「申請書類一覧」を確認し、作成してください。

申請書類一覧、申請書様式、指定基準等の必要書類は、岐阜市障がい福祉課のホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

《定款について》

提出いただく定款（就労継続支援A型事業者に限る）及び登記簿謄本（登記事項証明書）の目的には、申請に係る事業についての記載が必要です。

なお、定款変更が必要な場合は、各認可庁等に確認してください。特に、特定非営利活動法人は定款変更には4か月ほど時間を要す場合がありますので、注意してください。

※ 記載例は、別添1「定款表記について」（P.18参照）をご覧ください。

《従業者の員数を算定する場合の利用者数の算定方法について》

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助及び障害者支援施設に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ人数を開所日数で除して得た数（小数点第2位以下切り上げ）となります。

なお、新たに事業を開始した者や特定旧法施設からの移行等に際しては、以下のとおり取り扱います。

- ① 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数等は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者の数等とみなし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除した数となります。また、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者等の延べ数を当該1年間の開所日数で除した数となります。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数等の延べ数を

当該3月間の開所日数で除した数となります。

- ② 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定申請等を申請した日の前日から直近1月間全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除した数となります。また、当該指定等後3月間の実績により見直すことができます。
- ③ 就労定着支援の場合は、新たに事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数となります。
- ④ 自立生活援助の場合は、新たに事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月で除して得た数とする。また、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12月で除して得た数となります。

《サービス管理責任者、相談支援専門員について》

療養介護、生活介護、重度障害者包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）、共同生活援助の指定を受けて事業を実施する場合はサービス管理責任者を、地域相談支援、計画相談支援及び障害児相談支援の指定を受けて事業を実施する場合は、相談支援専門員を配置する必要があります。

なお、必要とされるサービス管理責任者及び相談支援専門員になるためには、次の要件を満たす必要があります。

1 サービス管理責任者の要件

- ・「サービス管理責任者」は、「サービス管理責任者の要件となる実務経験」（P23参照）に掲げる実務経験を有する者であり、かつ、次の①及び②の研修修了者である必要があります。（②を修了後、5年ごとに「サービス管理責任者更新研修」を受講する必要があります。）（※1）
- ① サービス管理責任者基礎研修及び相談支援従事者初任者研修等（※2）
- ② サービス管理責任者実践研修

※1 令和元年度からサービス管理責任者の要件が変更されています。要件の詳細は「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年厚生労働省告示第544号）」を確認してください。

※2 サービス管理責任者として従事する予定の方で岐阜県が開催する研修を受講される場合は、令和元年度から相談支援従事者初任者を受講する必要はありません。新たに開催する「サービス管理責任者等基礎研修」に必要な部分（基礎部分）を含めて実施しますので、そちらを受講してください。そのほか、令和元年度から研修体系が見直されました。くわしくは、岐阜県庁ホームページ（障害者総合支援法_研修

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/kenshu_keikaku.html）を確認してください。

2 相談支援専門員の要件

- ・「相談支援従事者研修」を受講し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受ける必要があります。
- ・「相談支援専門員の要件となる実務経験」（P.24参照）に掲げる実務経験を有する必要があります。

《指定申請の受付》

受付は、原則、開庁日の午前8時45分から午後5時30分までです。

土・日・祝日等の閉庁日は受付業務を行いません。また、原則として、郵送による申請書類の受付は行いません。

申請の受付は予約制です。あらかじめ電話により、来庁日時を所管課と調整してください。

【事前協議及び申請受付所管課】

所管課

〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1

岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係

TEL 058-214-2136（直通）

FAX 058-265-7613

《受付及び審査》

受付時に提出された申請書類等の記載事項や不備がなければ、基本的に提出を受け付けます。ただし、不備があった場合は、再度提出をお願いすることになります。また、書類の不備等の内容によっては指定希望月に指定ができない場合がありますので、予めご了承ください。

申請書の提出後に、サービスの種類ごとに定められた人員、設備及び運営の基準を満たしているかどうか、具体的な審査を行います。審査にあたり、必要に応じて実地による確認を行います。また、審査の過程で不明な点等があった場合は、担当係より事業者の方に確認等の問い合わせを行う場合があります。

※生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型事業については、岐阜県に対して新規指定に係る協議が必要となるため、審査に時間を要する場合があります。申請書類等の早期のご提出に可能な限りご協力をお願いします。

《指定及び却下、通知》

1 指定及び却下

指定は毎月1回、月の1日付けで行います。指定を希望する月の1か月前までに申請書類を提出してください。各月1日以前に受理された場合は翌月以降、2日以降に受理された場合は翌々月以降の月の1日付けで指定を行います。

なお、審査の結果、指定基準に達しなかった申請については、申請を却下します。

※ 却下の場合、提出された書類はお返しできません。

2 通知

指定した事業者には法人宛てに「指定通知書」を発行します。いずれも、当該事業所の見やすい場所に表示してください。また、「指定通知書」には、『事業者番号』を付番します。通知の再発行はしませんので、大切に保管してください。

指定基準が満たされずに申請が却下となった場合は、申請事業者に「却下通知書」を発

行します。

《公示》

次に掲げる場合には、公示を行います。

- ① 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定をしたとき。
- ② 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者から廃止の届出があったとき。
- ③ 指定障害者支援施設から指定辞退の届出があったとき
- ④ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

なお、公示する項目は、次の項目です。

- ・事業所番号
- ・事業者又は施設の名称及び所在地
- ・申請者又施設の設置者
- ・指定年月日 等

《報酬及び介護給付費等算定に係る体制に関する届出等》

1 報酬

サービス提供時の報酬の算定については、次の告示及び留意事項通知等に掲げるところによります。

〈指定障害福祉サービス及び指定障害者施設の報酬基準〉

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号、以下「報酬基準」という。）

〈指定地域相談支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の報酬基準〉

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 124 号）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号）
- ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示 126 号）

〈指定障害福祉サービス、指定障害者施設、指定地域相談及び指定計画相談の報酬基準に係る留意事項通知〉

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号、以下「留意事項通知」という。）

〈指定障害児相談支援の報酬基準に係る留意事項通知〉

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成24年3月30日障発0330第16号)

※加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について

報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ人数を開所日数で除して得た数（小数点第2位以下切り上げ）となります。ただし、就労定着支援及び自立生活援助については、前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所月数で除して得た数（小数点第2位以下切り上げ）となります。また、療養介護、短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては、入所等した日を含み、退所等した日は含みません。

なお、新たに事業を開始した者や特定旧法施設からの移行等に際しては、以下のとおり取り扱います。

- ① 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月の開所日数で除して得た数とし、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数となります。
- ② 就労定着支援については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けた後に一般就労（就労継続支援A型事業所への移行は除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数となります。
- ③ 自立生活援助については、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は、便宜上、規則第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数となります。
- ④ 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数となります。
- ⑤ 特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ転換する場合については、当該指定申請の日の前日から概ね過去1月間の特定旧法指定施設としての実績によることとなります。

2 介護給付費等算定に係る体制に関する届出

- ① サービス提供時の報酬の算定にあたっては、「（体制様式（総括表））指定障害福祉サービス事業ごとの介護給付費等の算定に係る体制等状況総括表」に掲げる事項について、新規に指定障害福祉サービス等の提供を行う場合及び届出た体制に変更があった場合、事前に岐阜市長に届け出る必要があります。詳細については、報酬基準及び留意事項通知を参照願います。（新規に指定を受けた事業者等が届出をしない場合は、加算等がないものとして、取り扱います。）

なお、報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）が算定できる効力の発生時期は、原則として次のとおりです。

■効力の発生時期

- 報酬の加算等（算定される単位数が増えるものに限る）の算定の場合
 - ・届出が毎月15日以前になされた場合・・・翌月のサービス提供分から
 - ・届出が毎月16日以降になされた場合・・・翌々月のサービス提供分から
- 報酬の加算等がされなくなる場合
 - ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日

② 年度初めの取扱い

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型又は就労定着支援に係る基本報酬又は加算は、前年度又は前年度末日の実績に応じて当該年度の基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるため、翌年度4月からの基本報酬の算定区分や加算の届出は、毎年度4月15日までに届出があった場合に、4月のサービス提供分から算定します。

なお、届出にあたっては、4月1日適用分と5月1日適用分と分けて届出をしてください。

また、前年度実績に基づいて区分の見直しを行った結果、これまでの区分と変更がない場合には、届出の必要はありません（前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は保管してください。必要に応じ提供いただく場合があります。）。但し、指定生活介護などでサービス提供単位を設定している場合には、サービス提供単位ごとに加算等の届出が必要なことから、一つのサービス提供単位で変更があった場合には、変更のないサービス提供単位も含めたすべてのサービス提供単位について、届出をしてください。

※4月15日までにされない場合には、前記①の取扱い

③ 新規指定時の取扱い

指定を受けようとする月の前月1日までに届出を行い、指定時から適用。（指定申請時に併せて提出願います。）

《変更届等》

1 変更届

指定申請時に届け出た事項について変更があった場合は、10日以内に、その旨を岐阜市に届け出てください。

変更届の必要な事項及び添付書類は、次のとおりです。

【変更届の必要な事項】

- 1 事業所（施設）の名称
- 2 事業所（施設）の所在地（設置の場所）
- 3 申請者（設置者）の名称
- 4 申請者（設置者）の主たる事務所の所在地
- 5 申請者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 6 定款・寄付行為等（就労継続支援A型事業者に限る）及びその登記事項証明書の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- 7 事業所（施設）の平面図及び設備の概要
- 8 事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 9 事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 10 事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 11 相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴

- 12 資格取得を要件とする従業者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- 13 主たる対象者
- 14 運営規程
- 15 事業所の種別（併設型・空床型の別）
- 16 併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員
- 17 協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容
- 18 障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
- 19 連携する公共職業安定所その他関係機関（連携就労支援機関）の名称

【必要書類】

○変更届に必要な書類一覧

- ① 障害福祉サービス事業者及び一般相談支援事業者の変更届
「変更届出書（様式第3号）」及び「障害福祉サービス事業及び一般相談支援事業変更届（様式第7号）」に下表の書類を添付すること。
- ② 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の変更届
「変更届出書（様式第2号）」及び「特定相談支援事業・障害児相談支援事業変更届（様式第5号）」に下表の書類を添付すること。

番号	変更の届出を要する事項	必要な添付書類（変更後のもの）
1	事業所（施設）の名称	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 事業所・施設の平面図（参考様式1） 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2） 事業所の外観及び内部の写真 事業所の位置図 建物賃貸借契約書の写し ※要原本証明 事業所建物の消防法適合状況を示す書類（「消防用設備等検査済証」又は「消防用設備等点検結果報告書」）の写し ※要原本証明
3	申請者（設置者）の名称	付表（該当するサービスのもの） 定款（就労継続支援A型事業者に限る） ※要原本証明 登記事項証明書（写しの場合は要原本証明） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
4	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地	付表（該当するサービスのもの） 定款（就労継続支援A型事業者に限る） ※要原本証明 登記事項証明書（写しの場合は要原本証明）
5	申請者（設置者）の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	付表（該当するサービスのもの） 登記事項証明書（写しの場合は要原本証明） 誓約書（参考様式8）
6	定款・寄付行為等（就労継続支援A型事業者に限る）及びその登記事項証明書の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	付表（該当するサービスのもの） 定款（就労継続支援A型事業者に限る） ※要原本証明 登記事項証明書（写しの場合は要原本証明） 誓約書（参考様式8）※役員等に変更がある場合。
7	事業所（施設）の平面図及び設備の概要	付表（該当するサービスのもの） 事業所・施設の平面図（参考様式1） 事業所の設備・備品等一覧表（参考様式2）

		事業所の外観及び内部の写真 建物賃貸借契約書の写し ※要原本証明
8	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） 管理者の経歴書（参考様式 3） 誓約書（参考様式 8） 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） サービス提供責任者の経歴書（参考様式 3） 資格証明書の写し 実務経歴証明書（参考様式 4） ※指定基準上、実務経歴要件が求められる場合のみ 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
10	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） サービス管理責任者の経歴書（参考様式 3） 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経歴証明書（参考様式 4） 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
11	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） 相談支援専門員の経歴書（参考様式 3） 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経歴証明書（参考様式 4） 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
12	資格取得を要件とする従業者の氏名、生年月日、住所及び経歴	付表（該当するサービスのもの） 従業者の経歴書（参考様式 3） 資格証明書の写し、研修修了証の写し 実務経歴証明書（参考様式 4）※必要な場合のみ 勤務形態一覧表（参考様式 10） 組織体制図
13	主たる対象者	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 主たる対象者を特定する理由等（参考様式 7） ※対象を特定する場合のみ
14	運営規程 （定員変更も運営規程の変更になりますが、生活介護、就労継続支援 A 型・B 型及び障害者支援施設の定員増並びに障害者支援施設の施設障害福祉サービスの種類の変更に関しては変更申請となります。）	付表（該当するサービスのもの） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明） 組織体制図（※定員変更及び従業員の変更がある場合） 勤務形態一覧表（参考様式 10）（※定員変更及び従業員の変更がある場合） 従業員の経歴書（参考様式 3）（※従業員の変更がある場合、変更の従業員分） 資格証明書の写し、研修修了証の写し（※従業員の変更で該当する場合） 体制等に関する届出書（体制様式）（※従業者の員数変更に伴い、報酬区分及び加算項目が変更する場合）
15	事業所の種別（併設型・空床型の別）	付表（該当するサービスのもの）

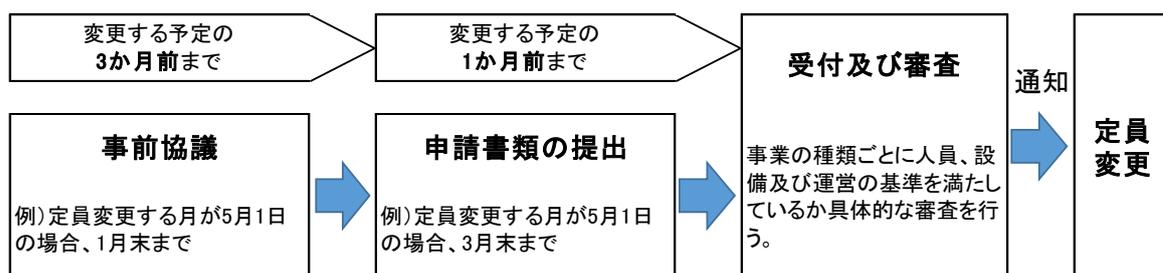
		事業所・施設の平面図（参考様式 1）
		運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
16	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	付表（該当するサービスのもの） 事業所・施設の平面図（参考様式 1） 運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）
17	協力医療機関（協力歯科医療機関）の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	付表（該当するサービスのもの） 協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約内容等が分かるもの
18	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要	付表（該当するサービスのもの） 指定障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要
19	連携する公共職業安定所その他関係機関（提携就労支援期間）の名称	付表（該当するサービスのもの） 就労支援機関との連携体制の概要

※1 付表は、各サービスごとに異なりますので、該当のものを確認のうえ添付してください。

※2 役員等の変更に伴う定款や登記簿等の変更がない場合は、定款及び登記事項証明書は省略できます。

2 変更申請

生活介護又は就労継続支援A型・B型事業所で定員増をする場合、施設入所支援の定員増、施設障害福祉サービスの種類の変更をする場合は、変更を希望する月の1か月前までに申請が必要です。なお、変更申請に必要な事項及び添付書類は、次のとおりです。



【必要書類】

○生活介護又は就労継続支援A型・B型事業所で定員増をする場合の変更申請に必要な書類

	必要な書類（変更後のもの）		
生活介護 就労継続支援A型 就労継続支援B型	指定申請書（変更）（様式第2号）		
	事業所の平面図（参考様式 1）		
	事業所の設備・備品等一覧表（参考様式 2）		
	運営規程（新旧対照表及び改正後の運営規程に原本証明）		
	事業所の外観及び内部の写真		
	事業所の位置図		
	建物賃貸借契約書等の写し ※原要原本証明		
	誓約書（参考様式 8）		
	勤務形態一覧表（参考様式 10）、組織体制図		
	変更する施設障害福祉サービスの付表		
		生活介護	付表 3
		就労継続支援A型・B型	付表 11
	※多機能型の場合	上記+付表 12	
障害福祉サービス事業・一般相談支援事業変更届（様式第7号）			
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式）			

※ 総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」及び各加算算定に係る添付書類を添付

○施設入所支援の定員増、施設障害福祉サービスの種類の変更申請に必要な書類

	必要な書類（変更後のもの）	
施設入所支援の定員増	指定申請書（変更）（様式第2号）	
	施設の平面図（参考様式1）	
	施設の設備・備品等一覧表（参考様式2）	
	運営規程（新旧対照表、改正後の運営規程に原本証明）	
	施設の外観及び内部の写真	
	施設の位置図	
	建物賃貸借契約書等の写し ※要原本証明	
	誓約書（参考様式8）	
	勤務形態一覧表（参考様式10）、組織体制図	
	施設障害福祉サービスの種類の変更	変更する施設障害福祉サービスの付表
生活介護		付表3
自立訓練（機能訓練）		付表8
自立訓練（生活訓練）		付表9
就労移行支援		付表10
障害福祉サービス事業・一般相談支援事業変更届（様式第7号）		
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制様式） ※ 総括表のほか変更が生じる加算項目については総括表に定める「別紙」及び各加算算定に係る添付書類を添付		

3 廃止・休止・再開の届出

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者は、当該指定にかかるサービスの事業を廃止、休止しようとするときは1月前までに、休止した事業を再開したときは10日以内に岐阜市長に下記の届出が必要です。

- ① 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の届出
「廃止・休止・再開届出書（様式第4号）」及び「障害福祉サービス事業及び一般相談支援事業廃止（休止）届（様式第8号）（廃止、休止しようとする場合に限る。）」を提出する必要があります。
- ② 特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の届出
「廃止・休止・再開届出書（様式第3号）」及び「特定相談支援事業・障害児相談支援事業廃止（休止）届（様式第6号）（廃止、休止しようとする場合に限る。）」を提出する必要があります。

指定を受けた法人から別法人に事業が移行する場合は、当該指定を受けた法人の事業所は、「廃止」の取扱いとなります。廃止の届出を行うとともに、別法人が新たに指定申請の手続きを行うことが必要です。

廃止・休止・再開届に必要な事項は、次のとおりです。

- ・廃止、休止予定年月日又は再開した年月日
- ・廃止又は休止する場合は、その理由

- ・廃止又は休止する場合は、現にサービスを受けていた者に対する措置
- ・休止の場合は、休止の予定期間

※現にサービスを受けている利用者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定サービス事業所として利用者に対し責任ある対応を行ったことが確認できる書類の提出を必要とする場合があります。

※廃止・休止届提出時に現に支援を受けている利用者について、今後の方針が定まっていない場合、届出を受理できない場合があります。

※補助金の交付を受けている場合は、『財産処分の承認』が必要となる場合があります。処分に係る協議に時間を要するため場合があるため、早めに相談してください。

4 辞退の届出（指定障害者支援施設）

障害者支援施設がその指定を辞退する場合は、3か月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができるかとされています。

指定を辞退しようとする施設は、辞退の日の3か月前までに「指定辞退届出書（様式第5号）」、「社会福祉事業変更・廃止届出書（様式第15号）」に必要事項を記入の上、障がい福祉課に提出してください。

《報告・検査等の実施》

岐阜市は指定事業者の行うサービスが事業の基準を満たしているか、介護給付費及び訓練給付費の請求に不正がないか等を確認するために、書面・実地等により検査・指導を行います。

《事故等の報告》

指定事業者がサービス提供を行う事業所等において、事故・事件、食中毒・感染症、施設入所者の行方不明・事故、送迎車の交通事故などが発生した場合には、速やかに家族及び関係機関（消防署、警察署、市町村など）に連絡するとともに、岐阜市障がい福祉課に報告してください。

岐阜市への報告については、「指定障害福祉サービス等及び岐阜市地域生活支援事業等における事故・事件発生時の報告取扱い基準」に規定されておりますので、報告の範囲及び手順に関して確認し、適切に対応してください。

基準及び報告書様式については、岐阜市障がい福祉課のホームページよりダウンロードできます。

《問い合わせ先》

所管課

〒500-8701 岐阜県岐阜市今沢町18 岐阜市役所高層部1階

岐阜市福祉部障がい福祉課 指導係

TEL 058-214-2136（直通）

FAX 058-265-7613

定款表記について

提出いただく定款（就労継続支援A型事業者に限る）及び登記簿謄本（登記事項証明書）の目的には、申請に係る事業についての記載が必要です。※下記を参考に表記してください。

- ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の経営」

※以下のサービスについて含まれます。

〔 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護
短期入所 重度障害者等包括支援 共同生活援助 施設入所支援 自立訓練
就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援、自立生活援助
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条） 〕

- ② 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の経営」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の経営」

「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の経営」

※一般相談支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を行う場合に表記が必要です。

※上記の表記は最も事業を広く拾える表現としての例です。

なお、社会福祉法人については、下記を参考にしてください。

《社会福祉法人》

社会福祉法人定款準則に基づき、第二種社会福祉事業として、次のとおり実施する予定の事業名を記載してください。

- (例) 「障害福祉サービス事業の経営」
「一般相談支援事業の経営」
「特定相談支援事業の経営」
「障害児相談支援事業の経営」

また、入所支援施設を経営する場合は、社会福祉法人定款準則に基づき、第一種社会福祉事業として、次のとおり記載してください。

- (例) 「障害者支援施設の経営」

「指定に係る記載事項（付表）」の作成にあたって		
1	事業所の名称	指定申請書の事業所の名称と一致します。また、添付書類にも事業所の名称を記載いただく書類がありますが、原則として、すべて一致します。
2	事業所の名称（フリガナ）	1の「事業所の名称」がひらがな又はカタカナの場合でも、正確に記入してください。特に「名称」に数字やアルファベットが含まれる場合は注意してください。
3	事業所の所在地	市以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。
4	当該事業の実施について定めてある定款又は条例等	実施主体が地方公共団体又は実施事業が就労継続支援A型である場合、申請する事業が記載されている条項について、記入してください。
5	管理者の住所	市以下番地やビル等の名称まで、正確に記入してください。記載内容は、添付書類の「管理者経歴書」等の内容と一致します。
6	サービス管理責任者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、地域相談支援及び計画相談支援を除く。）	<p>各事業所ごとに、常勤であって専従する必要があります。ただし、業務に支障のない範囲で、当該事業所の管理者を兼務することができますが、サービス提供職員（利用者に対して、直接介護等を行う職員）を兼ねることはできません。</p> <p>また、多機能型の場合は、当該多機能型を構成する各事業所のサービス管理責任者を兼務することができ、施設入所支援の場合は、日中活動にかかる事業のサービス管理責任者を兼務することができます。</p> <p>なお、サービス管理責任者の要件は別紙のとおり。</p>
7	常勤、非常勤	<p>「常勤」とは、事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。（例えば、1週間あたり40時間勤務を常勤として定めている事業所の場合、当該事業所において1週間あたり40時間支援員として従事する者は「常勤」職員となり、1週間当たりの従事時間が40時間未満である者は「非常勤」職員となります。）</p> <p>ただし、育児休業、介護休業等により、所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない場合、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能とされています。</p>
8	専従、兼務	<p>「専従」とは、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>

9	常勤換算	<p>事業所の従業員の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算することをいいます。(例えば、1週間当たり40時間勤務を常勤として定めている事業所において、1週間当たり40時間従事する者は、「40/40=1」となり、1週間当たり20時間従事する者は、「20/40=0.5」となります。)</p>
10	営業日	<p>電話での問い合わせや利用者からの相談、各種事務等、サービスの提供以外に、日常的な業務を行う日をいいます。営業日には、常勤の職員が当該事業所に勤務することが必要です。</p>
11	サービス提供日	<p>利用者に対して、実際にサービスを提供する日をいいます。サービス提供日以外であってもサービスを提供することは可能ですが、サービス提供日においては、正当な理由なくサービスの提供を拒否することはできません。なお、サービス提供日以外の日に、恒常的にサービスの提供を行う場合は、所要の手続きを経た上で、サービス提供日を変更することが必要です。</p>
12	サービスを提供する主たる対象者	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者(それぞれ18歳未満の児童を含む)のすべてに対して、公平にサービスを提供することが原則であり、正当な理由なく、サービスの提供を行う障害者を特定することはできません。</p>
13	従たる事業所の取扱いについて	<p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行いますが、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「日中活動サービス」という。)については、次の①及び②の要件(特定旧法指定施設における分場で、平成18年9月30日において現に存するものが行う場合は、「従たる事業所」において専従の従業員が1人以上確保されていること及び②の要件とする。)を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事務所」を設置することが可能であり、これらを一の事務所として指定することができる。</p>
		① 人員及び設備に関する要件
		<p>ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業員が確保されるとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業員が1人以上確保されていること。</p> <p>イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。</p> <p>(Ⅰ)生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 6人以上</p> <p>(Ⅱ)就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上</p>

		<p>ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。</p> <p>エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。</p> <p>② 運営に関する要件</p> <p>ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。</p>
14	出張所等の取扱いについて	<p>指定障害福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障害福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行いますが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、「13 従たる事業所の取り扱いについて」の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。</p>
15	平均障害支援区分	<p>(算式)</p> $\{ (2 \times \text{区分 2 に該当する利用者数}) + (3 \times \text{区分 3 に該当する利用者数}) + (4 \times \text{区分 4 に該当する利用者数}) + (5 \times \text{区分 5 に該当する利用者数}) + (6 \times \text{区分 6 に該当する利用者数}) \} / \text{総利用者数}$ <p>なお、この算式の利用者数については、当該年度の前年度 1 年間の延べ利用者数とし、次の(1)又は(2)に該当する者を除きます。</p> <p>(1) 特定旧法受給者、平成 18 年 9 月 30 日において現に知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を利用していた者又は平成 18 年 9 月 30 日において現に児童福祉法第 7 条第 6 項及び身体障害者福祉法第 18 条第 2 項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しないもの</p> <p>(2) 昼間、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を利用する施設入所支援利用者</p> <p>また、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第 2 位以下を四捨五入し、重度障害者割合の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第 1 位を四捨五入します。</p> <p>(例) 週 1 日利用の区分 6 に該当する利用者が 2 人、週 2 日利用の区分 5 に該当する利用者が 3 人、週 3 日利用の区分 4 に該当する利用者が 4 人、週 4 日利用の区分 3 に該当する利用者が 5 人、週 5 日利用の区分 2 に該当する利用者が 6 人である指定生活援助事業所の場合(1 週間の利用日数が 1 年間を通じて変化しないものと仮定した場合の例)</p> <p>ア 延べ利用者の算定</p>

- 区分6 → $2人 \times 1日 \times 52週 = 104人$
- 区分5 → $3人 \times 2日 \times 52週 = 312人$
- 区分4 → $4人 \times 3日 \times 52週 = 624人$
- 区分3 → $5人 \times 4日 \times 52週 = 1,040人$
- 区分2 → $6人 \times 5日 \times 52週 = 1,560人$
- 総延べ利用者
→ $104人 + 312人 + 624人 + 1,040人 + 1,560人 = 3,640人$

イ 延べ区分の算定

- 区分6 → $104人 \times 6 = 624$
- 区分5 → $312人 \times 5 = 1,560$
- 区分4 → $624人 \times 4 = 2,496$
- 区分3 → $1,040人 \times 3 = 3,120$
- 区分2 → $1,560人 \times 2 = 3,120$
- 総延べ区分 → $624 + 1,560 + 2,496 + 3,120 + 3,120 = 10,920$

ウ 平均障害支援区分の算定

- $10,920 \div 3,640 = 3$

エ 重度障害者割合の算定

- $(104人 + 312人) \div 3,640人 \times 100 = 11.42\% \rightarrow 11\%$

※新設、増改築等の場合の平均障害支援区分等について

- (1) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の平均障害支援区分等は、利用予定者に係る平均障害支援区分等など、合理的な推計方法によるものとし、新設又は増改築等の日から3月間の実績により見直さなければなりません。
- (2) また、特定旧法指定施設等が指定障害福祉サービス事業者等へ転換する場合については、(1)の規定にかかわらず、当該指定申請の日の前日から概ね過去1月間の特定旧法指定施設等としての実績によるものとし、当該指定申請の日から3月間の実績により見直すことができるものとします。

【別添】

サービス管理責任者の要件となる実務経験

実務経験(業務)の範囲の考え方【厚労省告示544】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障害者に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行った期間、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務

上記の「実務経験(業務)の範囲」に該当する者のうち、下記の①～③のいずれかの要件に該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ② cの期間が通算して8年以上である者
- ③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して3年以上である者

業務の範囲		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援の業務	一 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
		二 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
		三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設※3、介護医療院、地域包括支援センター	
		四 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		五 特別支援学校その他これに準ずる機関	
		六 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 dに掲げる資格を有する者並びにaの一から五までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
	直接支援業務	一 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの	5年以上
		二 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業※4	
		三 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		四 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設	
五 特別支援学校その他これらに準ずる機関			
右の資格該当者	上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあたったもの 1 社会福祉主事任用資格を有する者 2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） 3 保育士 4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員	5年以上	
	上記一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあたったもの	8年以上	
	d	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつdの国家資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して3年以上

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 事務連絡)

2 公的な補助金または市町村等の委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適切に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。(H18.8.24 主管課長会議資料)

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験でなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 Q&A)

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

5 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)

【別添】

相談支援専門員の資格要件

実務経験(業務)の範囲の考え方【厚労省告示226、227】

障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野において、日々障害者に対する相談支援(*1)や直接支援(*2)の業務の経験をいう。

(*1)「相談支援の業務」とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

(*2)「直接支援の業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

下記の①～③のうち、どれかに該当する者

- ① a及びbの期間が通算して5年以上である者
- ② cの期間が通算して10年以上である者
- ③ aからcまでの期間が通算して3年以上かつdの期間が通算して5年以上である者

業務の範囲	業務内容	実務経験年数	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	相談支援業務 a	一 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	5年以上
		二 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所	
		三 障害者支援施設※1、障害児入所施設、老人福祉施設※2、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設※3	
		病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者で、次の1～3のいずれかに該当する者	
		1 社会福祉主事任用資格を有する者	
	直接支援業務 b	四 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）	5年以上
		2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）	
		3 dlに掲げる資格を有する者並びにcの一から三までに掲げる従事者及び従事者としての期間が1年以上の者	
		五 特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
		上記一～五に掲げる施設において、下記1～4の資格を有して直接支援業務にあつたもの	
c	1 社会福祉主事任用資格を有する者	10年以上	
	2 相談支援の業務に関する基礎的な研修を終了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者）		
d	3 保育士	5年以上	
	4 児童指導員、精神障害者社会復帰指導員		
国家資格	上記一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあつたもの	10年以上	
国家資格	上記一～五に掲げる施設において、bの1～4の資格に該当せず直接支援業務にあつたもの	10年以上	
国家資格	国家資格とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士	上記a～cに従事した期間が通算して3年以上で、かつd国家資格による業務に従事した期間が5年以上	

※1障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。

※2「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

※3「介護老人保健施設」とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をすることを目的とする施設として、介護保険法第九十四条第一項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護保健施設サービス」とは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

※4「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第十条の四第一項第一号の措置に係る者又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費、夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

(注)1 ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとする。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言う。(H18.6.23 サビ管事務連絡を準用)

2 公的な補助金または委託により運営されている小規模作業所であつて、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれるものとする。(H18.8.24 主管課長会議資料)

3 国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合はどちらとしてもカウントしてよい。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験で良いことになる。(H18.6.23 サビ管Q&Aを準用)

4 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。(H18.11.2 Q&A)

5 社会福祉主事任用資格等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。(H18.8.24 主管課長会議資料)